

二〇〇〇年「少年法改正」をめぐる新聞報道と世論形成

——新聞報道の熟慮誘発機能の視点から——

小 川 恒 夫

はじめに

- 一 二〇〇〇年の少年法改正をめぐる社会状況
 - 二 少年法厳罰化をめぐる世論（セロン）と輿論（よろん）
 - 三 少年法厳罰化と報道の熟慮誘発機能
 - 四 改正厳罰化に関する全国三紙の報道内容
- むすびに——「知らせるメディア」と「問いかけるメディア」

はじめに

二〇〇七年五月、二〇〇〇年十一月改正の少年法厳罰化措置をさらに強化し、「おおむね一二歳」程度の少年でも、犯行内容によっては少年院に送致可能との改正案が国会で通過した。その背景には、二〇〇五年に長崎市で発生した小学六年生による同級生殺害事件などのいわゆる「普通の少年」が引き起こす凶悪犯罪が大きく報道

され国民の不安感を煽ったこと、一四歳以下の少年を担当してきた児童相談所が、増加する児童虐待などの対応に追われ手詰まり状態であるなどの行政当局側のニーズがあるとされる。しかし、今回の少年法改正をめぐっても、一連の報道は、視聴者・読者が持つ不安・恐怖を冷静な判断方向に向けることに成功したかという点については課題を残した。

映像を伴った凶悪犯罪報道は、読者・視聴者たる市民の恐怖を急激に喚起するので、世論は短時間・かつ短絡的に厳罰化認容の方向にシフトしやすい。加害者に対する罰則規定強化を求める構造にも同じような世論の動きが関係している。関係者の人権に関わる重要な法案であるにも関わらず、感情的な世論の動きに押される形で国会での審理も拙速になりやすく、ここから思わぬ弊害も生じうる。少年法改正に伴う厳罰化論議は、まさに、この範疇に属する課題である。商業的性格を帯びるマス・メディアの性格上、短期間と低コストで視聴率が取れるような現象に注目して事象を集中的に報道するため（これは「瞬間主義」と呼ばれる報道フレーム）、読者・視聴者の当該犯罪に関する現状認識は、必ずしも実態に即したものになるとは限らない。特に現代社会では、自由に編集された映像と効果音とナレーションが駆使されるテレビの凶悪犯罪報道の短期的な影響力は大きく、視聴者に衝撃的な恐怖心と遺族への同情心を煽り、急速に厳罰化認容の空気が形成されることになる。統計学的な検証性を伴わない話がメディアの不用意な報道によって増幅され、やがて権威化されてあたかも既成事実のように認識されていき不安な空気を作り上げていく現象は「モラル・パニック」と呼ばれる。さらに最近の体感治安に関する研究では、地域社会での人間関係の希薄化がマス・メディア報道に強いイメージ形成力を与えていることが指摘されている⁽¹⁾。

特に少年事件の場合、少年法および少年審判規則等によって、加害少年に関する詳細な情報の非公開・報道禁止が定められているため、報道はどうしても被害者の悲惨な状況に重点を置いたものになりやすい。一九九七年

神戸の酒鬼薔薇事件で娘を殺された山下京子さんは手記の中で、事件報道の問題点を指摘し、「加害者への怒り」や「悲しみに沈む被害者」を強調したいと考えれば、そうした言辞ばかりを切り張りしていく」と述べ、「私たちが伝えたいことは、そんなことではない」と憤りを感じることも少なくなかった、という。このような報道のあり方が、最終的に、諸社会統制規範の改正などの政治的な動きに連動し、また為政者や統制側に利用される可能性があるならば、犯罪報道のあり方が常に問われなければならない。特に、少年が引き起こす凶悪犯罪の背景には、日常生活ではめったに経験しないような事実経過や人間ドラマが潜まれており、多くの読者・視聴者の好奇心を刺激し、より詳細な当事者情報を知りたいという欲求を喚起する。このような犯罪報道がきっかけになって世論が喚起され立法作業が始動する時には、民主主義の根幹である「冷静さを伴ったジレンマ」の形成に寄与する報道のあり方が求められる。報道機関は、事件や政府行政の動きを伝える単なる伝達機関ではなく、民主主義を成熟させるための社会性を担った公共機関である。特に、世論が熱狂や深い不安にあるときなどは、市民は将来の予測を行えるだけの冷静さを欠いていることが多く、報道の読者・視聴者への責任は重要になる。本稿では、以上の観点から、厳罰化を明確にした二〇〇〇年十一月の改正少年法成立までに注目して、報道が市民たる視聴者・読者に対し、熟慮することを促す力（熟慮誘発機能）を持ちえるための条件を検討する。

一 二〇〇〇年の少年法改正をめぐる社会状況

一九九七年二月から五月にかけ神戸市須磨区のニュータウンにおいて小学生が連続して殺傷される事件が発生し、「酒鬼薔薇聖斗」を名乗って報道機関に声明を送っていた犯人は逮捕後、一四歳の中学生であったことが判明した。本事例のような普段目立たない少年が突然、不可解な理由で人を殺害するような事件は、いつ、どこで、

どうして起きるか予測がつかないためその恐怖心は過剰に煽られ、この事件をきっかけに少年法上の刑罰適用に
 関し「年齢引き下げ論」(以下、「少年法厳罰化」と記す)が浮上する。説得に関する「恐怖訴求効果理論」通り、
 犯罪報道が恐怖心を喚起し、同時にその恐怖心解決の唯一即効的な解決法のように厳罰化案が一部の国会議員ら
 によりメディアを通して反復して提示されたため、多くの読者・視聴者はその説得を受容しやすい心理状態に置
 かれたと思われる。

その後、栃木県の教師殺害、愛知県の主婦殺害といった少年による衝撃的で凶悪な犯罪が続発し、マスコミ
 報道では「キレル一七歳」といったキーワードが盛んに使われ、少年法の甘い処分規定が問題との指摘もニュ
 スや紙面上でなされるようになる。そのような中の二〇〇〇年総選挙前の五月、西鉄高速バス乗っ取り事件で乗
 客を殺傷した犯人、愛知県豊川市で主婦を包丁で刺殺した犯人、横浜市のJR根岸線車内でハンマーにより乗客
 の頭を殴った犯人がいずれも高校生であったことから、少年法改正厳罰化の導入の是非が六月総選挙の主要争点
 の一つとなる。特に、西鉄高速バス乗っ取り事件の犯人(当時一七歳)の少年は、事件直前に「一三歳以下は何
 してもいいんだよ。児童相談所に通告されておしまい。一六歳以上は控えめに!! 起訴されちゃうからね。一八
 歳以上はもう大人!! 死刑になっちゃうよ。一四歳未満は逮捕されない。やりたい放題やれ!! 悪いことするな
 ら今のうち……」との記述を残し、これが主要メディアに繰り返し報道されることで世間の強い関心を集めるこ
 とになった。当時の少年法では、心身に問題がある場合を除き、実際には「原則三年以内」という法務省矯正局
 長通達が守られており、一五歳以下の場合、どんな凶悪犯でも三年で社会復帰することになっていた。このよう
 な関連報道も、読者・視聴者の間に「法的処分」が甘すぎるという空気を浸透させることになった。

さらに、この空気が、同年六月の「神の国」解散総選挙と呼ばれる与党側の選挙戦術に利用されていく。当時
 国民の関心の高かったこの問題を積極的に取り上げて争点化し、厳罰化を求める声を政党支持に結びつけていく

選挙戦術である。この時期、自民党森内閣の支持率は三〇％を割り、いくつかの首相の不用意な発言によって六月下旬選挙直前には一〇％台にまで落ち込んだ状況にあった。また、自民党と与党連立を組むことになる公明党も、当初は、少年法厳罰化改正には反対の立場を取っていたが、重点選挙区での有権者からの要望が強いため、選挙期間中に政策を変更している。刑事法に関する基本法の改正は、法務省・最高裁・日弁連の法曹三者で協議した上で、法制審議会での論議が必要となるが、それを抜きにして議員立法で成立を急いだ背景には、上記のような政府自民党の置かれた政治状況も関連していると思われる。このような選挙戦術を行使し厳罰化を政策として訴えた政府与党側が、定数二〇議席削減後の議席数割合を僅かなりとも増加させたことは、当然、次期国会での同法案審議の進め方にも影響を与えた。報道と選挙や国会への法案提出時の世論動向との関係を検討するため、以下では、改正案成立までの経緯をまとめる。

一九九七年八月

神戸一四歳「酒薔薇聖斗」事件

二〇〇〇年五月三日

西鉄高速バス一七歳少年乗っ取り事件

二〇〇〇年六月一三日～二五日

「少年法改正」総選挙の争点になり政府自民党勝利

二〇〇〇年九月二九日

与党「少年法改正案」国会提出

※この時期前後して各報道機関による世論調査実施

二〇〇〇年一〇月一〇日

衆議院法務委員会審議入

二〇〇〇年一〇月三一日

衆議院法務委員会、衆議院本会議にて可決

二〇〇〇年一一月二八日

参議院法務委員会、参議院本会議にて可決成立

二〇〇一年〇四月〇一日

改正法施行

少年法改正案の国会審議は、参院選比例代表への非拘束名簿方式導入をめぐる混乱の波を受け、衆議院法務委員会に与野党がそろった審議は五日間となっている。最終日審議が始まる直前の法務委員会室では、与党議員からも「確かに（審議）時間が短い」との声が出た、と同年一月二日の朝日新聞朝刊は伝えている。しかし、厳罰化効果や弊害等の調査・論議が十分でない状態で法改正審議が進められた背景には、審議入り直前に公表された厳罰化認容の高い世論調査の数字による支えがあったことが想定される。衆議院法務委員会の最終日には、最大野党の民主党も反対する党法務部会委員を差し替えて与党案賛成にまわっている。党執行部はその理由を「世論状況を考慮して」としている（同年十月三十一日付け朝日新聞夕刊）。各少年事件当時の世論調査を見ると、一九九七年、神戸の酒鬼薔薇事件で一四歳犯人逮捕直後七月一九日・二〇日の読売新聞調査（全国個別訪問面接調査、一九二五人）では、日本でも凶悪犯罪が増えていくことに不安を感じる人の割合「大いに」「多少は」を合わせて九二％。一六歳未満でも刑事罰が適用されるようにする厳罰化賛成に七六・三％、反対八・四％。二〇〇〇年、西鉄高速バス乗っ取り事件で一七歳の犯人逮捕後、六月総選挙で厳罰化が争点化した後、同改正法案が国会審議入する直前の九月二二日と二三日実施された毎日新聞調査（全国電話調査、全国一〇五一人回答）では、「刑罰対象年齢一四歳への引き下げ」に賛成が八二％、反対は八％となっている。これらの世論調査結果が二〇〇〇年一〇月一〇日から始まった国会審議で、厳罰化を掲げる政府与党案採決への強力な推進力になったことは疑いないであろう。

しかし、本稿の課題でもある報道と世論との関係について検討されるべき事項がこの時期に生じている。ほぼ同じ時期の九月三十日と十月一日に日本世論調査会と共同通信社によって行われ加盟地方新聞に配信された全国面接調査（全国有権者一九二六人）では、改正点を網羅した①事実認定の適正化、②被害者への情報公開、③厳罰化、の改正には賛成九〇％であるが、「厳罰化」だけに限った質問では「賛成」四〇％となった。先に示した

毎日新聞の調査結果と比べ、厳罰化賛成に四〇%以上の開きがあることになる。原因には複数の要因が関係していると思われるが、主要理由の一つとして被験者はこのとき始めて少年法改正の内容が厳罰化だけでないことを知って、各改正点の影響を比較考量したとも考えられる。その情報とは、一六歳以上の凶悪犯罪の場合は原則檢察官に送致であり、遺族への審判情報を提供する、とする改正点である。もしそうならば、アンケート調査時に提供される関連情報の有無で、同一内容質問への意見が変わる現象が生じていることになる。

両調査は、層化二段階無作為抽出を適正に行って抽出されており、統計学的には双方とも国民の総意を有意に代表するものと考えられる。二二日の毎日新聞調査では、一般市民の少年犯罪への不安が表明された。しかし、数日後に別二項目のような付帯条件が加えられれば、必ずしも厳罰化は必要ではない、と判断するならば、先の毎日新聞調査時点では、回答者は重要な関連情報を認識することなく質問に回答していることになる。しかし、その調査結果は、国会での法案審議にも重要な影響を与えていたことを考えると、情報提供者としての報道側の社会的責任が問われると同時に、その情報提供方法の検討が要請される。

二 少年法厳罰化をめぐる世論（セロン）と輿論（よろん）

同一争点に対する質問の仕方によって、国民総意に大きな差が生じる場合、「自分なりの納得のいく見解が持てない迷い」と解釈することもできる。一方、このような状態は、そもそも国民が熟慮できるような情報環境に置かれていないと考えることもできる。もし、後者の傾向性が強いならば問題も生じうる。

世論の基になる意見には、大きく分けて「ある程度の熟慮を経た能動的意見」と、「感情的に表出されたり多数派と思われる方向に依存する受動的意見」の二つがあると考えられる。⁽³⁾このような意見のとらえ方は、世論と

輿論を歴史的に区別して考えるべきという議論にも関係する。今日「世論」と書いて「セロン」と呼んだり、「ヨロン」と言ったりする両者の読みが意味する内容は本来別のものとされている。⁽⁴⁾「輿論…よろん」とは、為政者にとって背いてはならないもの、政治が喚起されるもの代表されるものとされる一方、「世論…せろん」とは「騒然」としていて「喧しい」もの、時には「煽動」され、また逆に「鎮静」されるべきものとされていたとい⁽⁵⁾う。また、明治時代の辞書エフブリנקリー『和英大辞典』(一九〇一年)では、輿論≡Public Opinion/世論≡Popular sentimentsと記載され、世論は、一時的な感情や情緒的判断であって論理的な構成を持たないものであり、漠然としたイメージというものに近い位置付けが与えられている。

さらに、輿論を少数のエリート間での合意に基づいたブルジョア的なもの、世論は大衆参加を前提としたファシスト的なもの、という分類も示されている。⁽⁶⁾ファシスト的なものとは、全体主義者が望むような簡単に操作可能な世論という意味で解釈されている。大衆参加を前提にした民主主義体制のもとでは、為政者にとって国民意思は、煽動しやすく沈静しやすい世論の方が好ましいことは明白である。争点について国民の多くがじっくり考え、意見を言い合う討議状況が出現するとき、政府は政策遂行の利益が常に国民側にあることを明示して説得しなければならぬ。それには時間とコストを要し、説得に失敗する可能性も高まる。特に、ラジオ・映画・テレビという視聴覚メディアが開発された二〇世紀、理性としての「輿論」よりも、感性としての「世論」の形成は行い易くなった。それには、急激な有権者人口の増大が、討論型参加よりも、視聴覚メディアを通しての一方的な情報伝達への傾斜と瞬時的な感情・情緒の反応としての幻想的参加を招来しやすかったことも関係している。⁽⁷⁾

しかし、本来の意味での輿論の存在を、現代日本社会において期待することには無理も生じえよう。本来、輿論とは、少数のエリート間での合意に基づいたブルジョワ的なものである。大衆社会における輿論に期待できるものは、徹底的な討論を経た上で合意形成される意見の総体ではありえない。そこで期待される意見は、争点が

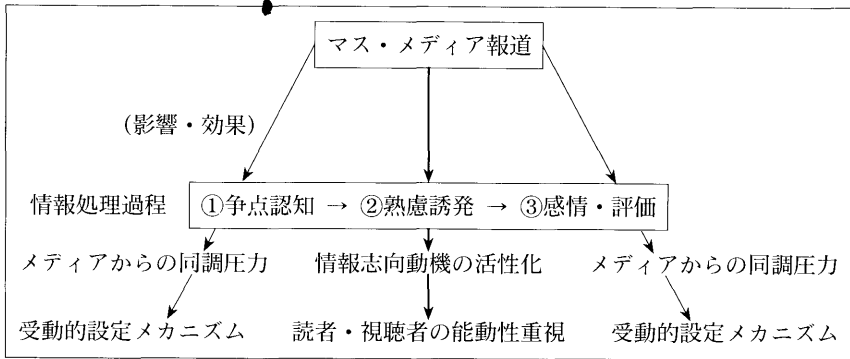
持つ対立的価値や自分なりのメリット・デメリットを意識した上で判断されたものであるか否か、さらに譲歩すれば、同争点を熟慮しなければならないという思いから表出されたものであるか否か、などを測定の対象にすることで輿論度を把握するしかない。この意味で、同一争点への社会調査の結果が、質問形式によって大きく異なる現象は、それらさえも未だ不十分な状態であつた可能性を払拭できない。

現時点では、二〇〇〇年当時の少年法厳罰化をめぐり、「賛成・反対」を表明した有権者の世論度や輿論度を測定することは難しいが、視聴者・読者の慎重な考え（熟慮）を誘発しやすい報道とは何であつたか、という点を検討することは可能であろう。

三 少年法厳罰化と報道の熟慮誘発機能

争点への政策が国民の合意を得るためには、根拠となるデータが必要になることはいうまでもない。しかし、二〇〇〇年一月に可決成立したこの争点については、当時、各判断ポイントに必要な詳細なデータ、たとえば、厳罰化の少年への「抑止効果」や、凶悪犯罪を引き起こした少年への保護優先と社会復帰との関係などについて刑事政策的な情報が十分収集されていない状態であつた。このことは、同年一月二十六日衆議院法務委員会での保岡興治法務大臣の「総合的、体系的なしっかりした調査の結果、何をやればどうなる効果がある、というデータはない」という答弁からも窺える。また、二〇〇〇年最高裁は、重大事件を起こした少年の生活環境などの調査記録や、各事件の事例を研究する研究班を設置し、文部省の国立教育研究所と厚生省の国立公衆衛生院も、少年事件の事例を集め、親や教師からの聞き取り調査を行うことで、「キレル子ども」たちの実態調査を始めている。しかし、当時の改正作業はそうした調査結果を待たずに議員立法で行われている。

図1 マス・メディア効果測定のための3つの視点



政策推進の根拠データが存在しないにもかかわらず、感情的な支持的世論形成に寄与するだけでは、ジャーナリズムはその社会的責任を問われかねない。このような状況下では、為政者側は何の根拠なく世論誘導を行い、政策を運営することが容易になる。有権者レベルでの熟慮が実質的に要請されることなく、刑罰規定の運用や改正が進むことに問題があるならば、報道側にも情報提供上の工夫が要請される。ここでは、以上のような課題をメディア効果研究の側面から捉え、少年法改正当時の選挙報道や国会審議報道の「熟慮誘発機能」の問題として考えてみたい。報道の熟慮誘発機能では、争点認知力や争点評価力ではなく、視聴者・読者への熟慮誘発力を測定軸に設定しているところが特徴である。その関係を略図したものが図1である。マス・メディアがどの程度「争点化機能（議題設定機能）」を持っているか、「説得機能」を持っているかを測定する視点ではなく、読者・視聴者にどれだけ冷静なジレンマ（熟慮誘発）を付与できたかに注目している。

争点とされる以上、下位論点を巡って利害関係の対立が存在する。賛否がもたらすメリットとデメリットの比較考量が必要ないならば、それは争点ではなく早急に処理されるべき事案になってしまう。いわゆる合意争点である。この場合メディアは、事実となるデータを正確に伝達し、視聴者・読者の説得に努めればよいことになる。しかし、争点賛否につながる

根拠データが不確かであるにも関わらず、世論がそれを強く求めている場合、メディアは、反対の立場から想定される影響を視聴者・読者に提示することで熟慮誘発に努めなければならない。ここでは報道は想定範囲内で、争点もたらず生活上の利害、つまり、メリット・デメリットの可能性をわかりやすく提示し、最終的判断は、視聴者・読者の価値観や人生体験に委ねることになる⁽⁸⁾。争点判断に必要なデータや情報の存在に敏感になれるためには、争点への熟慮が誘発されている必要がある。勿論、有権者が置かれている状況によって、政策の効果ガメリットにもデメリットにもなり、かつ、メディア側が何をメリット・デメリットとして設定するかという操作性からも読者は、完全に自由になることはできない。重要な点は、争点と各自生活圏の関係をどれだけ感じ取れたかである。また、その機能は報道の熟慮誘発力の測定という手法で常に監視されなければならない。

少年凶悪事件の連続発生に端を発する厳罰化争点は、すでに一般市民レベルに、自己生活圏に関わる身近な争点として設定されている。報道がもたらした問題は、厳罰化が「普通な」少年の「遊び型」凶悪犯罪を抑止できるというメリット想定だけを強く誘発したことである。この点で、映像メディアの事件報道が果たした影響力は大きい。課題は、対抗情報としてのデメリット想定を露出させることで影響予測情報の不均衡状態を解消し、恐怖訴求環境をいかに熟慮誘発環境に変化させるかである。厳罰化のデメリットは、少なくとも以下の三点から抽出可能であろう。

論点① 厳罰化の「抑止率」

論点② 厳罰化と加害少年「更正率」

論点③ 厳罰化への被害者遺族の「思い」

たとえば、厳罰化の抑止効果が低い場合、現状より多くの少年が長期拘禁で刑務所に送られることになる。こでの社会復帰更生率が低いと、何度も社会と刑務所を行き来する人間をつくることになり、その過程で犯罪が引き起こされ、社会への防衛力は低下する。また、厳罰化は、被害者遺族の「応報感情の充足」との間でも考慮されなければならない。厳罰化だけが、遺族感情の充足につながっているかという点の確認が必要になる。以上のような側面から想定されるデメリット提示は、具体的な映像を持たなくとも取材報道が可能な活字メディアの大きな役割と考えられる。また、テレビと違って争点の全体構造を一括して掲載し提示し続けることもできる。ここから、当時の主要全国紙が、厳罰化のデメリット予測をどのように報道していたかを検証する意義が生じる。以下では、当時の新聞報道が、各論点の効果予測をどのように行っていたかを検証した。

四 改正厳罰化に関する全国三紙の報道内容

分析対象紙は、読売・朝日・毎日の全国三紙である。記事分析の視点は、上記三論点からの情報量と質的内容である。分析対象期間は、改正作業が実際に行われた二〇〇〇年の一月一日から同年一二月末日までで、いずれも各新聞社が提供しているデータベースシステムを使用してキーワード検索を行った。検索のキーワードは、「少年法」と以下の各キーワード、①「抑止力」あるいは「抑止効果」、②再犯率、③厳罰・遺族、である。また、法改正に関する情報は、選挙や国会審議での各政党や議員の態度という視点からよく報道されるため、④選挙、⑤国会、⑥議員、⑦政党をキーワードとして記事量を検索し、前段の記事量と比較した。

二〇〇〇年の一年間で「少年法と改正」でヒットした記事数は、読売新聞二五九本、朝日新聞三一九本、毎日新聞五一二本、である。表1は、三紙ごとの各キーワードを含んだ記事数の比較である。勿論、これらのキーワ

表1 少年法改正に関する新聞報道のフレーム分類

(分析対象期間 2000年1月1日から2000年12月末日)

(記事本数)

分析対象新聞 検索キーワード	朝日新聞	読売新聞	毎日新聞
少年法改正	319本	259本	512本
①少年法と抑止力 (抑止効果)	19本	5本	10本
②少年法と再犯率	5本	3本	4本
③少年法と厳罰と遺族 (実際の意見掲載)	31本 (10本：8人)	16本 (5本：6人)	21本 (5本：5人)
少年法と政党	57本	59本	61本
少年法と選挙	149本	138本	104本
少年法と議員	125本	102本	163本
少年法と国会	157本	184本	286本
少年法と検察官	111本	102本	333本
少年法と情報公開	21本	18本	32本

表2 少年法改正「厳罰化」に対する遺族の意見 (キーワード：少年法改正・遺族・厳罰)

(分析対象期間 2000年1月1日から2000年12月末日)

読売新聞

日付・掲載面	厳罰化賛成	意 見	厳罰化反対	被害者遺族名 (事件名・続柄)
① 10月18日 (掲載面：2面、夕刊)		傍聴参加不可欠 ●		児玉昭平さん (山形マツト事件・父)
② 10月18日 (掲載面：2面、朝刊)		審判参加必要 ●		土師 守さん (神戸事件・父)
③ 10月31日 (掲載面：2面、夕刊)		審判参加必要 ●		同 上

(●と一は、各被害者遺族の厳罰化に対する意見が賛否のどちら側にあるかを示す)

④ 10月31日 (掲載面: 2 面、夕刊)	●	情報公開必要		武るり子さん (少年犯罪被害当事者の会代表: 長男暴行で死亡・母)
⑤ 10月31日 (掲載面: 7 面、夕刊)		審判の公開性確保されれば ●		匿名 (神戸事件被害者少女・母)
⑥ 同 上		被害者救済補償制度の整備必要 ●		塚本猪一郎さん (西鉄バス事件・長男)
⑦ 12月05日 (掲載面: 地方、朝刊)	●			飯島京子さん (埼玉・集団暴行殺人事件・母)

朝日新聞

日付・掲載面	厳罰化賛成	意 見	厳罰化反対	遺族者遺族名 (事件名・続柄)
① 6 月 6 日 (掲載面: 家庭、朝刊)			●	塚本猪一郎さん (西鉄バス事件・長男)
② 9 月 9 日 (掲載面: 3 面、朝刊)	●			宮田幸久さん (長野県池田・集団リンチ事件・母)
③ 同 上	●			武るり子さん (少年犯罪被害当事者の会代表: 長男暴行で死亡・母)
④ 9 月22日 (掲載面: 3 面、朝刊)		事実解明の仕組整備・遺族審判参加で謝罪の気持ちが出れば	●	岡崎和江さん (茨城県牛久・14歳三男同級生に殴られ死亡・母)
⑤ 10月18日 (掲載面: 3 面、朝刊)	●			土師 守さん (神戸事件・父)
⑥ 同 上		事実解明の仕組整備・審判参加 ●		児玉昭平さん (山形マット事件・父)

二〇〇〇年「少年法改正」をめぐる新聞報道と世論形成

⑦ 10月24日（掲載面：1面、朝刊）		罪の自覚できる制度が必要 ●		児玉昭平さん （山形マット事件・父）
⑧ 10月27日（掲載面：地方、朝刊）		遺族への補償制度の整備があれば	●	塚本猪一郎さん （西鉄バス事件・長男）
⑨ 10月28日（掲載面：社会、朝刊）		事実解明の仕組整備・遺族審判参加で謝罪の気持ちが出れば	●	岡崎后生さん （茨城県牛久・14歳三男同級生に殴られ死亡・父）
⑩ 同上	●			土師 守さん （神戸事件・父）
⑪ 11月1日（掲載面：社会、朝刊）	●	厳罰化は抑止力の1助になる		児玉昭平さん （山形マット事件・父）
⑫ 同上		罪を与えるだけでは再犯してしまう。論議には更正の視点が足りない。	●	山口由美子さん （西鉄バス事件・重傷被害者）
⑬ 11月5日（掲載面：2面、朝刊）		真に更正することが遺族救済	●	塚本猪一郎さん （西鉄バス事件・長男）
⑭ 11月18日（掲載面：社会、朝刊）			●	山口由美子さん （西鉄バス事件・重傷被害者）
⑮ 同上	●			武るり子さん （少年犯罪被害当事者の会代表）

毎日新聞

日付・掲載面	厳罰化賛成	意見	厳罰化反対	事件名と被害者 遺族名
① 5月19日（掲載面：2面、朝刊）	●			武るり子さん （少年犯罪被害当事者の会代表：長男暴行で死亡・母）

② 5月19日(掲載面:2面、朝刊)	●			本村 洋さん (山口光市母子殺人事件・夫)
③ 6月20日(掲載面:2面、夕刊)	●			同 上
④ 10月31日(掲載面:社会面、夕刊)	●			武るり子さん (少年犯罪被害当事者の会代表)
⑤ 同 上		事実解明の仕組 整備が必要 ●		宮田幸久さん (茨城県牛久・14歳三男同級生に殴られ死亡・父)
⑥ 11月5日(掲載面:社会面、朝刊)		償いの気持ち形成が先・遺族救済補償制度が必要	●	塚本猪一郎さん (西鉄バス事件・長男)
⑦ 11月29日(掲載面:地方版、朝刊)		どちらとも言えない ●		鈴木善司さん(成田市・いじめ自殺中学生・父)

ードが含まれていない記事でも、内容的には各論点が論じられている場合も想定され、各項目で重複してカウントされている記事もあると思われる。しかし、相対的に、論点記事量と政局記事量間の記事取扱量の違いを把握することは可能であろう。

キーワード検索による分類では、少年法改正問題は、選挙や政党・国会審議関連との関連で多く取り上げられている一方で、有権者たる読者が熟慮するに必要な論点を含む記事は非常に少ないことがわかる。つまり、少年法改正に関する記事は、選挙や国会での議員や政党間でのやり取りを伝える記事として多く書かれていたことになる。

論点①②の記事分析を通してわかったことは、読者の熟慮誘発に重要なデータを含む記事が各紙に掲載されていたにもかかわらず、それが報道されたとしても一回掲載のみで終わっており、多くの読者の目に触れない報道構成になっている点である。

たとえば、論点①の「抑止率」に関し、二〇〇〇年七月、法務省は少年鑑別所に収容されている約一、六

〇〇人の少年に対しアンケート調査を実施し、「少年法が甘いから非行をしたのか」との問いに八七％の少年が「違う」と回答した事実を公表している。この数値は、実際の厳罰化実施データがない当時の状況下において、少なくとも抑止力についての参考値としては、一般有権者にとって重要な判断指標になったはずである。しかし、この数値を報道したのは、毎日新聞（九月一三日東京版朝刊・九月一九日東京版朝刊）と朝日新聞（二〇月二四日全国版朝刊）のみであり、しかも両紙ともに一回限りの掲載になっている。さらに、両紙とも情報内容は見出しになっただけで、いずれも九〇字から一〇〇字以内の文中引用だけに終わっている。読売新聞はこの数値を分析期間内には掲載していない。系列テレビ局を束ねる全国紙に大きく取り上げられなければ、テレビネットワークにも取り上げられにくいことを考えると、このデータは一般読者・視聴者には届きにくいものであったと思われる。

また、論点②の「再犯率」に関し、法改正前年一九九九年の「犯罪白書」（一九九九年一月二日公表）では「少年院出所者の再犯率と刑務所出所者の再犯率」が数値で示されている。少年院退院後の少年達の再犯率は二四・三％。一方、九三年に少年刑務所を出所して五年経過後の九八年末までに再び刑務所に再入所した者の再犯率は、満期釈放によるもの四八・二％（仮釈放によるものの約三〇％）で、少年院退院者のほぼ二倍の再犯率となっている。この数字は、一般読者・視聴者が論点②の我が国での厳罰化後の更正率や再犯率を考えるとときの重要な数値指標になる。しかし、この数値を報道したのは、読売新聞（九月一日東京版朝刊）の一回だけである。見出しにはこの内容は紹介されていない。毎日新聞（二〇月三十一日東京夕刊）では具体的な数値を掲載しないで五〇字程度の引用文として記述している。朝日新聞は同期間内では、このデータを掲載する記事は検索されなかった。但し、この論点に関して、朝日新聞（二月二日全国版朝刊）は「米国の九つの州で行われている凶悪犯罪少年が被害者側と対話（協議）を経験した方が、裁判だけの場合より再犯率が三二％も低いこと」を紹介するインタビュー記事を掲載している。本来、論点①②は、対抗関係にも立つ項目であるが、記事検索の発行日から分

かることは、両論点を同じ記事内で対比的に扱う記事が一本も見られないことも特徴である。

また、論点③「遺族」が厳罰化をどのように考えているかという点についても、実際のコメントが記事にされた掲載日には偏りが見られる。表2からもわかるように、実際のコメントが掲載された記事数は、読売七本、朝日十五本、毎日七本。発言内容から遺族は必ずしも厳罰化だけを求めているのではないことがわかるが、多くの記事は国会審議での参考人質疑でのコメントとして一〇月以降に書かれている。改正が争点になった六月下旬の選挙キャンペーン期間や国会審議直前九月下旬の世論調査時には掲載がほとんどない。遺族の心の変化を追う取材には、細心の配慮と注意が要請されるが、一般読者の熟慮誘発に関わる情報の重さを考えると、その取材報道時期や掲載方法が十分であったかは、今後の検討課題になろう。

以上のように当時の報道フレームを整理してみると、特に、六月の選挙キャンペーン期間や九月下旬の国会審議が始まる各世論調査時期において、厳罰化是非に関する記事掲載の仕方には、課題が残されていたように思われる。

むすびに——「知らせるメディア」と「問いかけるメディア」

本稿で問題にしたい点は、当該事例のように、賛成および反対の確固たる根拠データがないにも関わらず、視聴者・読者が感情的な意見に流れて政策や法案が支持される場合の報道のあり方である。このような時に、報道側には何も為す術がないというのであれば、その社会的責任が問われると同時に、統制側による世論誘導は容易になる。特に、世論が視覚的な情報によって感情的である時には、「知らせるメディア」であると同時に、「問いかけるメディア」であることの自覚が重要であろう。世論が Popular sentiments ではなく、自己意見の根拠を

自覚した Public-judgment であるためには、「問いかけるメディア」によってメリット・デメリット双方からの影響可能性が提示されている必要がある。当時の報道フレームから言えることは、厳罰化のデメリットにも繋がるデータや遺族コメントが示されていたにも関わらず、それを読者の前に露出する時期と量に工夫が少ないように感じられることである。一度報道された事実は、誰かの言動と関連する新事象がない限り、原則として報道機関としては再利用しない方針が存在するようになる。これは「知らせるメディア」であることに価値を置き、争点情報を「問いかけるメディア」として構成することにより価値を置かないことから生じている。このような報道姿勢は、視聴者・読者を政党が設定する争点に熟慮誘発させるためには、不親切である。

冒頭でも指摘したように、体感治安悪化による犯罪厳罰化への強い要請は、地域社会を中心とする人間関係の希薄化が根底に存在する。凶悪犯罪を引き起こした少年をどう処遇するかという課題に多くの市民が熟慮できるようにするためには、この側面の改善が要請されよう。生活上の交流実感がなく顔のよく見えない範疇に属する相手を、好意的に想定することは難しいからである。しかし、その整備が済むまで報道が何の試みもせず、読者・視聴者の感情的誘発にだけ機能してしまう事態には否定的でなければならぬ。事件報道に関する映像メディアの感情誘発力が強力であるならば、政策への熟慮が必要と思わせること（熟慮誘発力）についての工夫が必要である。当該争点に熟慮というコストを払っても良いと思わせる工夫である。熟慮誘発が起らない限り、期待される新しい情報媒体である Website によって、関連情報を検索するという主体的情報行動も起らないであろう。報道側は、客観的事実の速報と同時に、複雑化した現代の情報過剰社会においては、争点への熟慮を誘発させる責任がある。今後メディア間の競争には、提供内容や方法の工夫によって読者・視聴者への熟慮誘発力を争う姿勢とそれを支える測定技法の開発が要請されよう。

- (1) 河合幹雄『安全神話崩壊のパラドックス』岩波書店、二七三―二七九頁、二〇〇四年。
- (2) 山下京子『彩花へー生きる力をありがとう』河出書房新社、一九九七年。
- (3) 小川恒夫『政治メディアの熟慮誘発機能』八千代出版、六三―六六頁、二〇〇六年。
- (4) 宮武実知子「世論(せろん／よろん) 概念の生成」『津金澤聡廣編集『広報・広告・プロパガンダ』ミネルヴァ書房、五六―七四頁、二〇〇三年。
- (5) 住友陽文「近代日本の政治社会」『日本史研究』四六三号、七三―七四頁、二〇〇一年。
- (6) 佐藤卓巳「あいまいな日本の世論」佐藤卓巳編『戦後世論のメディア社会学』柏書房、一六頁、二〇〇三年。
- (7) 佐藤卓巳『プロパガンダの世紀』と広報学の射程」津金澤聡廣編『広報・広告・プロパガンダ』ミネルヴァ書房、一一―二〇頁、二〇〇三年。
- (8) 前掲『政治メディアの熟慮誘発機能』八千代出版、九〇―九二頁、二〇〇六年。